平成２５年（フ）第５９９号
岡山県瀬戸内市邑久町豊原308番地
債務者　名嘉眞亜季（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６０６号
岡山市北区桑田町15番22号
債務者　鶴身　敏雄
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６５号
愛媛県八幡浜市保内町喜木１番耕地842番地2
債務者　三瀬　　茂
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月14日午前11時
松山地方裁判所大洲支部

平成２５年（フ）第６９３号
静岡市葵区北４丁目５番17号、旧住所静岡市葵区北871番地の５
債務者　日野加津代
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６２９号
岡山市北区国体町４番30号ファミールタワープラザ岡山303、旧住所岡山市中区雄町367番地14
債務者　小林　　歩（旧姓岩瀬）
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３号
島根県隠岐郡隠岐の島町下西480番地２
債務者　山根　康子
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月20日午後０時
松江地方裁判所西郷支部破産係

平成２６年（フ）第１号
栃木県矢板市中438番地66　プレザン101号
債務者　深谷愛こと　黄　　碧珠（ＨＵＡＮＧ　ＰＩＣＨＵ）
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月20日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２６年（フ）第５号
横浜市緑区寺山町362番地41
債務者　林　　利恵
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３０号
愛知県豊橋市新栄町字東小向45番地　Ｂ―101
債務者　小倉　涼子
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月24日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第３７６号
北海道旭川市３条通22丁目１番地の139　グランドハイツ208
債務者　渋谷　和子
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３８７号
北海道上川郡当麻町４条東２丁目10番１―301号
債務者　千葉　竜太
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３８８号
北海道上川郡当麻町４条東２丁目10番１―301号
債務者　千葉まどか
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３８９号
北海道旭川市神楽岡２条５丁目５番９号
債務者　佐藤　貞雄
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３９７号
北海道旭川市東光６条２丁目４番22号　カゲヤママンション203号
債務者　小野寺純子
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３９９号
北海道旭川市南３条通25丁目497番地の80　大雪コーポ102
債務者　今野　督寛
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部